契約書

久山町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。

２　車両及び登録番号

３　台数　　　　　　　　　　　　　　台

４　使用期間　令和７年　　月　　日から令和７年　　月　　日までの　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　円（消費税込）

内訳 (１日につき　　　　　　　円×　　　日)

(１日につき　　　　　　　円×　　　日)

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき久山町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、久山町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は久山町には請求することができない。

７　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和７年　　月　　日

甲　久山町議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

乙　住所

名称

代表者